

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和4年11月14日(2022.11.14)

【国際公開番号】WO2021/181692

【出願番号】特願2022-505717(P2022-505717)

【国際特許分類】

B 6 5 D 7 7 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)

【F I】

B 6 5 D 7 7 / 0 4

F

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月24日(2022.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

内容物を収容する収容領域と、
複数のフィルム層を積層した本体構成シート材により構成されており、前記収容領域を
包囲している容器本体と、

を備え、

前記容器本体は、第1面状部と、前記収容領域を間に挟んで前記第1面状部と対向して
配置されている第2面状部と、前記第1面状部と前記第2面状部とを相互に繋いでいるマ
チ部と、を有し、

前記マチ部には、前記収容領域から前記内容物を吐出する吐出口が設けられており、

前記本体構成シート材は、前記複数のフィルム層どうしが接合された本体シール部と、
前記複数のフィルム層どうしが部分的に非接合とされた非接合部と、を有するとともに、
前記非接合部における前記複数のフィルム層どうしの層間に充填材を封入可能な充填部を
有し、

30

前記充填部には、前記マチ部に配置されているマチ部充填部が含まれ、

前記本体シール部には、前記マチ部の周縁に沿って配置されているマチ部周縁シール片
が含まれ、

前記マチ部周縁シール片によって、前記マチ部充填部の外縁が画定されている容器。

【請求項2】

前記マチ部周縁シール片には、前記マチ部と前記第1面状部との境界に沿って配置され
ている第1面状部側シール片と、前記マチ部と前記第2面状部との境界に沿って配置され
ている第2面状部側シール片と、が含まれ、

40

前記マチ部充填部は、前記第1面状部側シール片から前記第2面状部側シール片に亘っ
て配置されている請求項1に記載の容器。

【請求項3】

前記第1面状部側シール片は、前記マチ部の周縁部と前記第1面状部の周縁部との接合
部を含み、

前記第2面状部側シール片は、前記マチ部の周縁部と前記第2面状部の周縁部との接合
部を含む請求項2に記載の容器。

【請求項4】

内容物を収容する収容領域と、

複数のフィルム層を積層した本体構成シート材により構成されており、前記収容領域を

50

包囲している容器本体と、

を備え、

前記容器本体は、第1面状部と、前記収容領域を間に挟んで前記第1面状部と対向して配置されている第2面状部と、前記第1面状部と前記第2面状部とを相互に繋いでいるマチ部と、を有し、

前記マチ部には、前記収容領域から前記内容物を吐出する吐出口が設けられており、

前記本体構成シート材は、前記複数のフィルム層どうしが接合された本体シール部と、前記複数のフィルム層どうしが部分的に非接合とされた非接合部と、を有するとともに、前記非接合部における前記複数のフィルム層どうしの層間に充填材が封入可能な充填部を有し、

10

前記充填部には、前記マチ部に配置されているマチ部充填部が含まれ、

前記容器本体は、

前記マチ部の周縁部と前記第1面状部の周縁部との接合部を含む第1面状部側シール片と、前記マチ部の周縁部と前記第2面状部の周縁部との接合部を含む第2面状部側シール片と、を備えるマチ部周縁シール片と、

前記第1面状部の周縁部と前記第2面状部の周縁部との接合部を含む一对の側部シール片と、を有し、

前記マチ部充填部は、前記吐出口に近い側の内縁を有し、前記内縁から前記第1面状部側シール片、第2面状部側シール片および前記側部シール片の交点へ向かって下方に延びている容器。

20

【請求項5】

前記本体構成シート材に取り付けられている板部を有し、

前記吐出口は、前記板部の中央の開口を通して前記内容物を吐出する請求項1から4のいずれか一項に記載の容器。

【請求項6】

前記板部の外面が、前記本体構成シート材の最内層に対して直接又は、他のシート材を介して間接的に接合されている請求項5に記載の容器。

【請求項7】

前記マチ部充填部に充填材が封入されている状態において、前記本体構成シート材が前記板部の前記外面から、前記板部の端面に沿って折れ曲がり、前記板部よりも下方に向かうようにして配置されている請求項6に記載の容器。

30

【請求項8】

前記容器本体に包囲されている内袋を備え、前記内袋が前記収容領域を有する請求項1から7のいずれか一項に記載の容器。

【請求項9】

前記充填部に充填材が封入されている請求項1から8のいずれか一項に記載の容器。

【請求項10】

前記吐出口を有する吐出部に装着されるキャップ部を有し、

前記キャップ部は、ポンプ部と、該ポンプ部から下方に延出しているディップチューブと、前記ポンプ部に対して昇降可能に該ポンプ部に保持されているヘッド部と、を備えている請求項1から9のいずれか一項に記載の容器。

40